

改正政令の留意事項について

一．政令改正に伴う、監理技術者から主任技術者への途中交代及び専任から非専任への変更について（建設業法施行令第2条、第27条関係）

監理技術者又は主任技術者の途中交代については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年国総建第315号）において、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者から主任技術者への工期途中での交代（以下「途中交代」という。）は慎重かつ必要最小限とすることとされている。

このため、本改正政令の施行後、工期途中において途中交代を行うことについては、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は発注者と、下請業者は注文者たる建設業者との協議により決定するとともに、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意されたい。また、本改正政令の施行後、工期途中において専任技術者を非専任に変更することについても、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は発注者と、下請業者は注文者たる建設業者との協議により決定するとともに、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意されたい。

二．施工体制台帳及び施工体系図の取扱いについて（建設業法施行令第7条の4関係）

改正後の基準において施工体制台帳の作成並びに備置き及び施工体系図の作成並びに掲示義務の適用外となる工事については、本改正政令施行後は当該義務が不要となるが、その場合であっても、平成28年5月31日までに作成した施工体制台帳及び施工体系図は建設業法（昭和24年法律第100号）第40条の3に基づき、引き続き営業所ごとに保存する必要がある。

なお、公共工事については、従前のとおり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条の規定に基づき、下請契約の請負代金額の如何に関わらず、施工体制台帳の作成及び備置きが必要となる。

三．その他

建設業法第40条に基づき、建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、当該建設工事に配置された主任技術者又は監理技術者の氏名及び専任の有無等が記載された標識を掲示しなければならないこととされており、当該標識の修正が必要となった場合は速やかに修正しなければならない。